

## 南種子町農業委員会平成27年4月総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月15日(水) 午前9時30分から午前10時11分

2. 開催場所 研修センター2階東側会議室

3. 出席委員

会長	5番	戸石 助美			
会長職務代理者	7番	石堂 かよ子			
委員	1番	寺田 誠	2番	池亀 昭次	
	3番	中里 安男	4番	古市 道則	
	6番	中峰 義哉	8番	西田 暁	
	9番	高田 照美	10番	白川 秋信	
	12番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第9号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について

議案第5号 農業振興地域整備変更計画書(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

[総合農政課 農業再生対策係長 鮫島 幸紀]

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第9回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 8 番、西田  
事務局長 暁委員。7 番、高田 照美委員を指名します。

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局長 それでは会長諸般の報告を別紙にて報告いたします。3 月 23 日、小平山集落農地管理組合運営委員会が 19 時から小平山公民館で開催され、局長、農地振興係が出席しております。内容等については総会に提案する事項検討、小平山集落営農推進委員会・小平山集落農地管理組合組織の合理化を図ることの検討であります。3 月 26 日、県農業会議 3 月定例常任会議員会議が 10 時 30 分から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。中身につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。同日、午後 1 時から、県農業会議第 87 回通常総会が開催され、会長・白川委員・局長が出席しております。内容等については、平成 26 年度収支予算変更・平成 27 年度事業計画収支予算についてであります。3 月 27 日、熊毛管内農業委員会関係者視察研修ということで、10 時から始良郡湧水町のほうで開催され、会長・白川委員・局長が出席しております。内容等については、(有)〇〇〇の農産加工販売・農産物生産に係る農地の活用についてであります。詳細につきましては、後ほど開催されます全員協議会のほうで報告したいと思っております。同日、町担い手育成総合支援協議会幹事会が 10 時から研修センターで開催され、農地振興係長が出席しております。内容等につきましては、農業経営改善計画認定申請書の審査ということで、5 人の更新であります。3 月 28 日、ロケット打ち上げ成功祝賀会が 18 時 30 分からホテル大和で開催され、会長・局長が出席しております。26 年度中にロケット打ち上げが 5 機あったのですが、5 機とも成功ということであります。同日、小平山集落農地管理組合総会が 17 時から小平山公民館で開催され、農地振興係長が出席しております。3 月 30 日、第 49 回町土地改良区通常総代会が 9 時半から研修センターで開催され、会長・局長が出席しております。土地改良につきましては、備考欄に書いてあります、土地改良費の負担金未払い等の関連となりますので、ここについては同じ農地状況になりますので、今後土地改良と連携を図りながら対応していきたいということの中身になります。4 月 6 日、現地調査、9 時から町内ということで、戸石会長・高田農地部長、中峰・石堂・寺田・小山・池亀・白川委員、事務局であります。内容につきましては、3 条・5 条・現況確認・農地パトロールであります。4 月 7 日から 10 日にかけて、全国情報会議が東京都で開催され、石堂職務代理が出席しております。内容につきましては、全国情報会議の中で、第 21 回「農業委員会だより」全国コンクール表彰・その他表彰・記念講演がありました。ここに付きま

しても、全員協議会の中で詳細につきましては説明いたします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 皆様方から質疑があろうかと思えますけど、質疑については、この後開催されます全員協議会で行います。

議長 日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第9号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権15件、使用貸借権1件、農地中間管理権4件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は4ページをご覧ください。

今回、利用権を設定する方は南種子町〇〇〇番地〇〇 Aさん 外12名で、利用権を受ける方は、〇〇〇番地〇 Bさん 外11名の方々です。現況は、田が8筆の10,120㎡、畑が14筆の27,752㎡です。設定期間は、5年間設定が新規設定8件と、再設定が7件となっております。平成27年5月1日から平成32年4月30日までの設定期間となります。個別の資料については8ページから21ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

続いて資料は7ページをご覧ください。整理番号16番の使用貸借について説明いたします。貸す人が鹿児島市〇〇〇町〇〇番〇〇号のCさん、87歳。借りる人が〇〇〇番地〇のDさん、56歳です。土地の所在地が、〇〇字〇〇〇—〇、畑1筆の1,775㎡で、平成22年から平成27年3月までの契約が今回終了したことに伴いまして再設定するものでございます。個別の資料につきましては、22ページになります。お目通しのほうをお願いします。

続いて資料のほうは23ページをお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積計画の承認について、平成27年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権取得 利用権設定4件について定めたいので、承認を求めるものでございます。

資料は24ページをご覧ください。整理番号1番から整理番号4番まで、利用権を設定する者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権をする者は、〇〇〇番地 Eさん、57歳 外3名の方です。全体では田が3筆の4,818㎡、畑が17筆の20,957㎡となっております。設定期間は、10年間設定で権利の種類が賃貸借となっておりますが、整理番号2番のFさんの土地の所在地 〇〇〇—〇、畑 1,015㎡につきましては、使用貸借となっております。個別の資料につきましては、25ページから30ページに、字図を31ページから40ページに添付してありますのでお目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 質疑はありませんか。  
議長 「ありません。」の声あり。

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人(貸人)・G、譲受人(借人)・H 外6件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事。

事務局 41ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借が2件、所有権の移転が5件です。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。整理番号1番、借人が〇〇〇番地のHさんです。貸人が〇〇〇番地 Gさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇、地目は畑、地積は1,822㎡です。5年間の賃貸借設定で、対価は反当〇万〇千円です。

整理番号2番、借人が〇〇〇番地〇 Iさん、貸人が〇〇〇番地〇 Jさんです。土地の所在は、〇〇〇—〇〇、地目は畑、地積は3,248㎡です。5年間の賃貸借設定で、対価は〇万円です。

整理番号3番、譲受人は〇〇〇番地 Kさん、譲渡人は〇〇〇番地〇 Lさんです。土地の所在は〇〇〇—〇〇 外1筆の計2筆です。地目は2筆とも畑であり、地積の合計は計2,267㎡。所有権の移転で対価は無償となっています。

整理番号4番、譲受人は〇〇〇番地 Mさん、譲渡人は鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇のNさんです。土地の所在は、〇〇字〇〇〇の1筆、地目は田、(地積は)866㎡。所有権の移転で対価は〇〇万円となっています。次のページをお願いします。

整理番号5番、譲受人は熊本市〇〇〇番地〇 (有)Hです。譲渡人は〇〇番地〇 Oさん。土地の所在は〇〇字〇〇〇—〇の1筆、地目は田、地積は1,724㎡。所有権の移転で、対価は〇〇万〇千円となっています。

整理番号6番、譲受人は(有)Hです。譲渡人は〇〇〇番地〇 Pさんです。土地の所在が〇〇字〇〇〇—〇 外1筆の計2筆、地目は2筆とも田であり、地積の合計は416㎡。所有権の移転で、対価は〇〇万〇千円です。

整理番号7番、譲受人は(有)Hです。譲渡人は〇〇〇番地 Qさん。土地の所在が〇〇字〇〇〇—〇の1筆、地目は田で、地積は222㎡。所有権の移転で、対価は〇〇万〇千円となっています。字図は50ページから添付しています。これらの件につきましては、次のページからの、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、4番については私の方より説明いたします。

5番委員 整理番号1番のH、これは借りる人でございます。貸す人がGさんで、〇〇のお坊さんでございます。あの、この件につきましては、Gさんがタバコ耕作時代からずっと賃貸借をして来ている土地でございます。今回の現地調査の結果を見ますと、キビを作って収穫を終えていたということでございます。そういうことで、色々問題があったG君でありますけれども、現在は耕作もちゃんとして頑張っているということでございます。今回は新たに5年間の賃貸借をするということでございます。

整理番号4番でございますけれども、MさんとNさんの所有権の移転でございますけれども、53ページの字図を見て分かるのとおり、Rさん、(〇〇)〇〇〇と、N君の(〇〇)〇〇〇は2段越し田の1枚の田んぼでありまして、ここに中抜きが入って、お互い耕作をしおったということでございます。そういうことで今回、Rさんの夫、Mさんでございますけれども、この売買が出来るということで現地調査の結果を見ましても、中抜きを通して米が作られていたということでございます。非常にいい商売が出来たんじゃないかなあというふうに思っております。皆さまのお計らいをよろしくお願いいたします。

議長 長 (続きまして)整理番号2番、古市委員。

4番委員 Iさんは現在、〇〇コンクリートに行ったりしておったんですけど、3月で閉鎖になりまして、仕事も無いということで、まあ農業をするということなんです。今までもお父さんの、親の土地を借りてしおったんですけど、ちょっと面積が狭いということで、新たに借りて、今度はキビでも作ろうかと頑張っています。それで奥さんは〇〇センターの安納いものほうで終日働いています。それで土曜、日曜日は一生懸命、(平日は)夕方の仕事を止めてからもやっている。まあよろしくお願ひします。

議長 長 整理番号3番、中峰委員。

6番委員 説明します。この2筆なんですけど、今朝見てきた畑ですけど、譲渡人・Lさんも、ご主人・Sさんが30年以上前に、Tさんに金銭売買した畑でありまして、その後、TさんもSさんも最近亡くなったんですけど、Tさんの息子・Uさんから譲受人・Kさんが買い受けまして、但しその、金銭売買であったんですけど、名義人変更は伴っていないと、未だにそのLさんに課税

対象の書類が混ざってくるということで、名義変更してもらえないかということで、今回こういう申請が出ています。実際の畑は現在、シキミを作っていて、荒れた土地にもネギとか自家用野菜を作っているの、間違いなく畑として利用されているということでございます。で実際の名義変更に係る対価はゼロになっていますので、本当の名義変更ということでございます。よろしく申し上げます。以上です。

議 長  
9 番委員

整理番号 5 番・6 番・7 番、高田委員。

今回の申請につきまして、5 番から 6 番、7 番につきましては、(有) H からの申請でございます。先ず整理番号 5 番の O さんと (有) H の売買につきましては、昨年、賃貸借での契約がされておりましたけれども、貸借の期間経過に合わせまして今回、(有) H が購入をするということでございます。同じく 6 番・7 番の P さん、Q さんにつきましても同様でございます。字図を見ていただきたいと思うんですけれども、54 ページを見てください。今回の申請地は字図のとおり隣接する農地になっておりまして、今回もう 1 筆、V 君の農地が残っていますけれども、これも後もって又、申請が出て来ようかと思えます。対価につきましては、反当〇〇万円という、まあ最近見ない高値での売買という形になっておりますけれども、まあ本人たちの支払い金額でございますので、どうこうとは言えないということで、対価は〇〇万円でございます。いま現在、この農地につきましては、レンコンが植え付けをされておりまして、もうすでに根が出ている状況でございます。そういうことで今後とも農地としての利用がなされるということで、よろしく申し上げます。以上です。

議 長  
議 長  
議 長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第 5、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・W、譲受人・X を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事。

事 務 局

57 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請が 1 件です。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。整理番号 1 番、譲受人が南種子町〇〇〇番地〇の X さん。譲渡人が(同じく)〇〇〇番地〇の W さんです。土地の所在は南種子町〇〇〇字〇〇〇—〇〇、登記・現況は畑。地積は 2,227 m<sup>2</sup>です。工事計画としましては、平成 27 年 5 月を予定としています。資金は自己資金と融資を合わ

せてするとのこと。太陽光発電の施設の建築予定となっています。理由としましては、近辺には社宅等があり、本件土地は、地浅で、普通作物の耕作が難しい為、太陽光発電地として有効活用したいとのこと。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地の『その他の農地』に該当します。詳細につきましては、次のページからの資料をご覧ください。すみません。59ページをお開きください。

太陽光発電の建設ということで、経済産業省（認定通知書）の写しと、次のページに九電との国への申請書類があるところです。今回、去年の26年7月末までに離島は申請しないとそれ以降は保留ということになっていますけど、申請日付も3月25日、九電としても3月26日には申し込みをされているということで、特に今回の太陽光発電建設については問題ないと思われます。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。寺田委員。

1番委員 先ほど、事務局から説明があったように、前々から申請があった太陽光発電の場所でございます。他人の太陽光（発電）を造るということで、自分のが遅くなったということで、今回の申請になりました。WさんとXさんは親子関係です。今回の5条申請は、太陽光の面積が1,405㎡、それから駐車場が439㎡、雑種林が382㎡の所に太陽光発電施設を建築するという申請でございます。その現地は以前フリージアを栽培しておりましたけれども、まあ収量が無く、耕作が難しく、いま現在は耕作していない状況でございます。又、その農地の周辺には〇〇〇の社宅と、それから自分の、本人の農地とその周りには、相当戸数の家が全体で集合している所でございます。この転用行為の妨げとなる権利を有する者はいないと思われま。また周辺の農地に係る営農条件に支障はないと思われま。ご検討お願いいたします。

議長 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 長 『異議なし』という答えが挙がりました。異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。全員賛成ですので、原案どおり決定いたしました。議案第3号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 長 日程第6、議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・Y 外8件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野

主事。

事務局 65 ページをお開きください。議案第四号 農地流動化奨励金交付申請について、説明をいたします。

申請人は、Yさん 外 8 件で、地積の合計は 488 アール、奨励金の合計額は〇〇万〇千円です。現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第 7、議案第 5 号 農業振興地域整備変更計画書に係る意見について、を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。総合農政課、鮫島係長。

農業再生対策係 お疲れ様です。それでは議案第 5 号について、説明いたします。議案第 5 号は農業振興地域整備変更計画に関してなんですが、資料は 66 ページからになります。67 ページをご覧いただきたいと思いますが、今回の変更については、農用地区域からの除外ということで、1 件であります。申請者が B さん。変更しようとする土地が、大字〇〇〇字〇〇〇番〇の一部であります。除外面積が 10 アール、変更後の用途は農家住宅と農業用作業所。この方がタバコ農家でありますので、タバコの乾燥施設・作業場を建設したいということでの申請であります。資料としては、72 ページまで図面として添付してございますので、お目通しをよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。小山委員。

12 番委員 特にございませんですが、この B さんについては、〇〇の共有地にですね。約 2 町歩近くタバコを作っております。土地を借りて、まあ立派なサーファーでありながら、タバコを作ってやってるんですが。自宅もありますし、自宅の傍に乾燥機を作るということで、大変良いことだと思います。それは良い訳なんですけど、ひとつ共有地ですね。畑を借りているんですが、土地の流失というんですか、その管理をよくされていないということで、農家の B 君が畑を作っているんですが、その砂地における土手を作って、きちんと管理をしないということで、ちょっと苦情が集落のほうでも。B 君にこれからタバコを作って、きちっと借りなきや。おそらく一番重要な



土地であるし、いいんですけど。まあ土地を貸している〇〇〇集落の共有地であるので、色々な砂や砂利が流れて、そういう管理をきちっとして貰いたいと、ひとつ要望があったんですけど。お願いしたいということで。

一応、この土地については、特に異議はございません。

議 長 えー土地については、今後の利用計画に対しては非常に良いことだという意見でございます。〇〇〇集落の共有地の問題に関しては、担当委員ほか事務局、色々あの何ちゅうかな、言える立場にあるところと、立場にある担当委員がおりますから、共有地の解決策を探するという方向でよろしいですか。

12 番委員 はい。

議 長 はい。他に意見ないですか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。